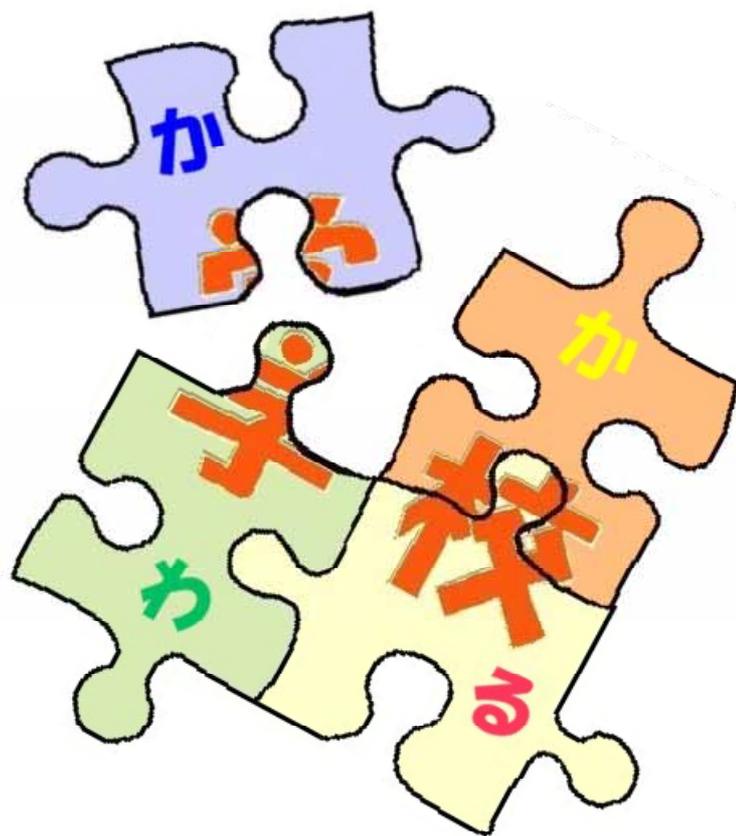


# 学校評価ハンドブック

学校関係者評価と評価結果の公表の推進

〔追補版〕



学校にかかわる、学校がわかる、学校がかわる

兵庫県教育委員会

平成20年3月

## はじめに

---

学校評価については、平成 14 年 4 月に施行された小学校設置基準等において、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校は自己評価の実施とその結果の公表に努めることとされた。また、保護者等に対して学校の情報を積極的に提供することとされた。

平成 16 年 3 月、県教育委員会では、学校評価システム検討委員会（委員長：加治佐哲也兵庫教育大学教授）の検討を受け、学校評価ハンドブック作成部会の成果を「学校評価ハンドブック」として発行した。

「学校評価ハンドブック」では、学校評価を通して学校の現状や取組を自ら評価し、その結果について公表するとともに、保護者や地域の人々から意見聴取して次年度の学校運営に生かす P（Plan） D（Do） C 1（Check1） C 2（Check2） A（Action）の流れによる学校組織マネジメントとしての学校評価システムを示した。

この学校評価の取組は、自然学校やトライやる・ウィークなど学校が家庭や地域の協力を得て実施してきた取組により醸成された県民の教育の場への「参画と協働」の機運の高まりのもと、学校・家庭・地域社会が連携を進める上で大切である開かれた学校づくりを一層推進するものである。

国においては、学校評価の一層の充実を図るため、平成 19 年 6 月に学校教育法、同年 10 月に学校教育法施行規則がそれぞれ一部改正され、学校の自己評価、学校関係者評価の実施、評価結果の公表及び評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに整えられた。

さらに、こうした法改正や文部科学省初等中等教育局に置かれた「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」の議論を踏まえた「学校評価ガイドライン〔改訂〕」（平成 20 年 1 月 31 日 文部科学省）が新たに作成されたところである。

このため、県教育委員会では、三木市において、平成 18 年度から 2 年間実施した文部科学省の委託事業「学校評価システム構築事業」の成果を踏まえ、学校の自己評価に関して「学校評価ハンドブック」の記述を一部見直すとともに、学校関係者評価の実施についての参考事項や留意点を示す「学校評価ハンドブック〔追補版〕」を作成することとした。

各学校や市町組合教育委員会においては、この度の学校教育法や学校教育法施行規則の改正を踏まえ、これまで進めてきた学校評価の取組をもとに、本ハンドブックや「学校評価ガイドライン〔改訂〕」の内容を参考に、開かれた学校づくりをめざし、創意工夫を生かした学校評価の一層の充実に取り組まれることを期待する。

# 目 次

---

|  |             |
|--|-------------|
| はじめに .....                                       | P.1         |
| 目次 .....   | P.2         |
| <b>1 . 学校評価についての基本的な考え方 .....</b>                | <b>P.3</b>  |
| (1) 学校評価に関する法の規定                                 |             |
| (2) 学校評価のねらい                                     |             |
| (3) 学校評価の定義等                                     |             |
| 学校評価の実施手法  |             |
| 児童生徒・保護者・地域住民を対象にしたアンケート等                        |             |
| (4) 学校自己評価・学校関係者評価の年間計画例                         |             |
| <br>   |             |
| <b>2 . 学校自己評価の取組の改善のポイント～学校関係者評価の実施に向けて～ ...</b> | <b>P.6</b>  |
| (1) 目標の設定  |             |
| (2) 学校自己評価項目・指標の設定                               |             |
| 評価項目等の設定の意味                                      |             |
| 評価項目等の設定の手順                                      |             |
| <br>   |             |
| <b>3 . 学校関係者評価の実施のポイント .....</b>                 | <b>P.12</b> |
| (1) 「学校評価ハンドブック」の学校評価システムと学校関係者評価                |             |
| 学校関係者評価の意義                                       |             |
| 学校関係者評価の考え方                                      |             |
| (2) 学校関係者評価委員会                                   |             |
| 学校関係者評価委員会の設置                                    |             |
| 委員の構成  |             |
| 委員の任期  |             |
| 委員就任の依頼の際の留意事項                                   |             |
| 学校関係者評価委員への情報提供                                  |             |
| 学校関係者評価に向けたスケジュール                                |             |
| (2) 学校関係者評価委員会の進行手順                              |             |
| <br>   |             |
| <b>4 . 設置者への報告 .....</b>                         | <b>P.17</b> |
| <br>   |             |
| <b>5 . 評価結果の公表 .....</b>                         | <b>P.18</b> |
| <br>   |             |
| <b>6 . 学校関係者評価委員の研修 .....</b>                    | <b>P.18</b> |

## 1. 学校評価についての基本的な考え方

### (1) 学校評価に関する法の規定

学校評価については、学校教育法では次のように規定されている。

学校教育法（平成19年6月26日公布、平成19年12月26日施行）

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

この規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等にも準用する。

「文部科学大臣の定めるところ」の内容については、学校教育法施行規則に次のように規定されている。

学校教育法施行規則（平成19年10月30日公布、平成19年12月26日施行）

#### 第6節 学校評価

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等にも準用する。

### (2) 学校評価のねらい

これらの規定から学校評価のねらいは以下のように整理できる。

学校評価の取組を通して、教職員全員が、教育活動その他の学校運営の成果や課題を共有した上で、計画を立て（P）、協力して教育活動に取り組み、学校組織の活性化を図り（D）、その上で自らの取組を評価し（C）、継続的に改善に取り組む（A）。

学校評価の取組を通して、保護者、地域の方々から教育活動その他の学校運営に対する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを一層進める。

学校評価の結果を踏まえ、教育委員会は学校の運営等の改善の支援に努める。

### (3) 学校評価の定義等

#### 学校評価の実施手法

このたびの「学校教育法の一部を改正する法律（平成 19 年法第 96 号）」及び「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 19 年文部科学省令第 34 号）」により、学校評価に関して、教職員が自ら評価を行う自己評価と、保護者や地域住民など学校の関係者が自己評価の結果について評価を行う学校関係者評価が規定された。

ア 各学校の教職員が行う評価【自己評価】

イ 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】

ウ 学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価【第三者評価】

- 「学校評価ガイドライン〔改訂〕」による整理 -

「学校評価ハンドブック」（平成 16 年 3 月 兵庫県教育委員会）は、学校評価に関してさまざまな定義や実施手法が研究されている中、兵庫県教育委員会として、学校が地域や学校、子どもたちの実態に即して自己評価を行う学校評価システムを構築する指針として作成したものである。この「学校評価ハンドブック〔追補版〕」では、このたびの法改正により規定された自己評価を以下「学校自己評価」と記載し、上記のアとイの学校評価の実施上の留意点について「学校評価ハンドブック」を補うことを目的としている。

「学校評価ハンドブック」においては、「目標・計画（Plan）- 実践（Do）- 自己評価（Check1）- 自己評価の結果の公表と意見の聴取（Check2）- 次年度への反映（Action）」という学校評価システムを学校運営の流れの中に位置づけ、学校評価の結果を次年度の目標や計画に反映させることが大切であることを述べている。

今後は、「学校評価ハンドブック」で示した「自己評価の結果の公表と意見の聴取（Check2）」を充実させて、学校関係者評価の実施に繋げていくことが必要である。

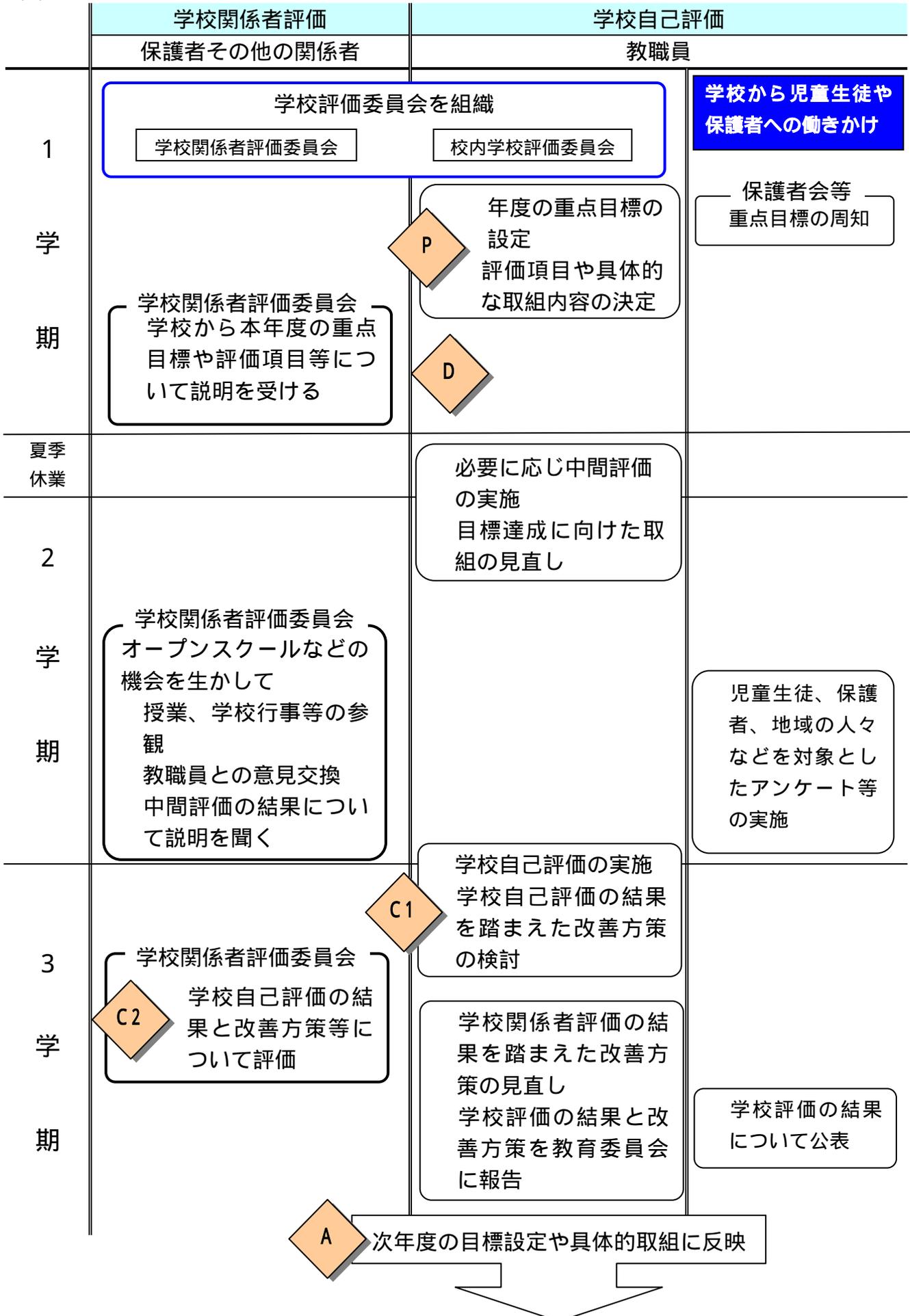
#### 児童生徒・保護者・地域住民を対象にしたアンケート等

児童生徒、保護者、地域住民を対象としたアンケートや生徒・保護者との懇談会等を通じて、児童生徒の授業や学校生活に対する充実感や、保護者の学校の教育活動に関する意見・要望等を把握することは、重要なことである。

これら教職員以外の人を対象としたアンケート等は、教職員へのアンケート等とともに、学校が自己評価を実施する際の資料として活用し、自己評価の客観性を高め、評価結果が説得力のあるものとなるように必要に応じて実施するものである。

各学校のこれまでの自己評価の取組の工夫と成果を十分に生かし、このたびの学校教育法や学校教育法施行規則の一部改正をうけた学校評価の実施においても、設置者である教育委員会と連携して、学校の教育活動その他の学校運営の改善に引き続き取り組んでいただきたい。

(4) 学校自己評価・学校関係者評価の年間計画例



## 2. 学校自己評価の取組の改善のポイント ~学校関係者評価の実施に向けて~

年度当初に単年度の重点目標について、教職員全員の共通理解を図る。

評価項目等の設定に当たっては、年度当初に設定する単年度の重点目標の達成に即した具体的かつ明確なものとし、教職員全員が意識的に取り組むことが可能な程度に精選し、網羅的になったり、専門的な内容になったりしないよう留意する。

### (1) 目標の設定

現在、各学校の創意工夫により実施されている自己評価は、「学校評価ハンドブック」(H16.3 兵庫県教育委員会)や「学校評価ガイドライン」(H18.3 文部科学省)を参考に、既存の組織を活用したり、新たに「学校評価委員会」等の学校評価を担当する組織を置いて、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、学校の経営目標や重点目標、教育方針を踏まえて評価項目を設定して評価が行われている。

本県の各学校が示している「教育方針」や「学校教育目標」は、校訓のかたちで示されていたり、育てたい子ども像など、学校が目指す姿が示されていたりするなど、普遍的な内容や抽象的な表現となっている場合がある。

また、こうした理想とする姿の実現をめざして、現在の学校の内部環境(教職員や児童生徒、学校施設など)や外部環境(周囲の教育資源や教育関連施設、保護者、学校支援ボランティア、自治会など地域の人々など)などを踏まえて、3年から6年程度の中期的な学校運営の目標や方針(以下「中期的な目標」という。)が策定され、さらにこの中期的な目標を達成するための、単年度の重点目標、重点的な取組(以下「単年度の重点目標」という。)が示されている場合が多い。

学校においては、学校自己評価の結果を保護者のみならず地域の人々に広く公表するとともに、保護者その他の当該学校の関係者による学校関係者評価を行うことが求められており、学校教育の専門家ではない方々の理解を得るためにも、具体的かつ明確な精選された学校の中期目標及び単年度の重点目標について、校長のリーダーシップのもと教職員全員の共通理解を図るとともに、この重点目標に基づいて、学校自己評価を行うことが大切である。

学校評価は「学校評価ハンドブック」でも示したとおり、年度当初に設定した単年度の重点目標や計画に対応した評価項目等により単年度の重点目標の到達度や取組状況を評価し、中期的な目標の実現に向け、次年度の目標の更新に活用されるものである。

一方、学校が抱える課題等を把握するために実施するチェックリスト的な点検や、法令上の諸基準を満たしているかどうかなど法規に照らしたチェックを行うことは、学校経営上重要なことである。しかし、学校が目標を設定し、重点的に取り組む教育活動その他の学校運営の状況について評価を行う学校評価においては、それらのチェック項目を網羅的に逐一取り上げて取り組むことは適当でない。

## POINT 学校の目標の設定

- ・「3～6年程度の中期的な学校運営の目標・方針」を設定する。
- ・精選された具体的かつ明確な「単年度の重点目標」を設定する。

### (2) 学校自己評価項目・指標の設定

#### 評価項目等の設定の意味

平成20年1月、県教育委員会で実施した「平成19年度学校評価の実施状況調査」によると、平成19年度、本県で実施されている学校自己評価の評価項目数については以下のような状況となっている。

評価項目数 (平成19年度学校評価の実施状況調査 平成20年1月)

| 項目数     | 幼稚園      | 小学校      | 中学校     | 高等学校    | 特別支援学校 | 全体       |
|---------|----------|----------|---------|---------|--------|----------|
| 60項目以上  | 12(5%)   | 107(22%) | 36(18%) | 32(23%) | 6(21%) | 193(18%) |
| 50～59項目 | 7(3%)    | 41(9%)   | 18(9%)  | 18(13%) | 3(10%) | 87(8%)   |
| 40～49項目 | 19(8%)   | 40(8%)   | 15(7%)  | 43(30%) | 2(7%)  | 119(11%) |
| 30～39項目 | 20(8%)   | 61(13%)  | 32(16%) | 29(21%) | 7(24%) | 149(13%) |
| 20～29項目 | 39(16%)  | 68(14%)  | 47(23%) | 13(9%)  | 5(17%) | 172(16%) |
| 19項目以下  | 147(60%) | 161(34%) | 55(27%) | 6(4%)   | 6(21%) | 375(34%) |

この調査で回答のあった「評価項目数」は、学校により「評価項目」という用語の捉え方が違い、一概にその多寡を比較することはできない。単年度の重点目標の達成状況(評価項目)や達成に向けた学校の具体的な取組の状況を把握するための指標にあたるもの一つ一つを前記の調査では評価項目として回答されている場合があった。一つの取組(評価項目)の達成状況を把握するために複数の指標が必要な場合もあることから、数が多くなったと考えられる。

今後実施していく学校自己評価において、設置者に報告し、保護者をはじめより広く公表する評価書(報告書)については、単年度の重点目標の達成に向けた学校の具体的な取組等を「評価項目」としたり、いくつかの評価項目をまとめて、取組全体の評価項目を設けるなど、学校の取組を分かりやすく示すことが必要である。

また、前述の調査を実施した1月の段階で評価項目が未定と回答されているケースも見られた。中長期の目標に対して、1年間の取組の目途がたった時点で、それらの取組の当該年度の達成状況を確認する基準を定めるといった場合も、これまではあった。

しかし、現在、学校は平素から説明責任が求められており、1年間の取組の計画の全体像を示しながら、学校の現時点の取組の状況を説明しなければならない場面がでてきている。また、取組に関する決定は学校が行うことであるが、新たな取組を始める理由だけでなく、それまで続けてきた取組を終える場合も、理由を児童生徒や保護者等に丁寧に伝える必要がある。

そうした学校の取組の改善は、前年の取組の振り返りや反省をもとに行われることになるので、改善しようとしたねらい・目標から評価項目が考えられることになる。こうした教育活動等の改善の検討の際に、ねらい・目標などを明確にしておくことが求められる。

#### 評価項目等の設定の留意点

年度当初に、教職員の共通理解のもと、単年度の重点目標の達成に向けた学校の具体的な取組などを評価項目として設定する。

前述したように、単年度の重点目標や評価項目によっては、評価項目の達成状況や達成に向けた学校の具体的な取組の状況を把握するために指標を設定することで、取組内容が具体的になったり、意識化されて取組が促進されるという効果がある。

こうした評価項目・指標等の設定に当たっては、年度当初に設定した重点目標の達成に即した具体的かつ明確なものとし、教職員全員が意識的に取り組むことが可能な程度に精選することが重要である。

また、重点目標や評価項目・指標等の設定に当たって、一般の保護者や地域の人々等が理解しやすいように、いたずらに網羅的になったり詳細かつ高度に専門的な内容とならないよう留意する。

(保護者等にわかりにくい用語例)「確かな学力」「わかる授業」「カリキュラム」「シラバス」等

単年度の重点目標や評価項目を設定する過程で、職員会議をはじめ校内の各分掌の会議や委員会において教職員が十分に共通理解を図り、学校の取組もうとする教育活動が、実現可能な、具体的なものとして見えることが大切であり、教職員が単年度の重点目標や年間の指導計画、評価項目を共有し、一人一人が責任をもってその達成に参画しようとする意識を持つことが重要である。

基本的には、学校教育法施行規則第 66 条の 2 項の規定にあるように、具体的にどのような評価項目を設定するかは各学校がその実情に応じて判断すべきことである。ただし、市町教育委員会が重点的に取り組んでいくものを、共通項目として各学校の評価項目に位置づけることも考えられる。

目標や評価項目によっては、「学校通信を毎月発行する」など「～を 回実施する」といった「取組に着目した指標」を設ける場合も、「授業中に自分の考えや意見を発表等で表現していますか」(生徒向けアンケートの質問)のような児童生徒・保護者等を対象としたアンケートで『A あてはまる』と『B ほぼあてはまる』の回答が全体の %以上』というような取組の「成果に着目した指標」を設ける場合も考えられる。また、設定する評価項目が具体的になり、それ自体が指標である場合も考えられる。しかし、一方で学校の教育活動の様々な取組の中には、必ずしも数値による指標がなじまないこともある。

「何を評価するのか」という「評価項目」と、「何で評価するのか」という「指標」を決めていく作業は、学校自己評価を実施する上で大きな課題となっており、これまでも各学校で様々に工夫されてきた。同じ項目、同じ指標で経年変化を見ることも大切であるが、学校評価は1年限りではなく、毎年繰り返し実施し、学校運営に反映させて徐々に改善していくものであるため、評価項目や評価指標も同時に改善していくことがあってもよい。

評価項目については、「学校評価ハンドブック」「学校評価ガイドライン〔改訂〕」（文部科学省）などを参考に、各学校で設定することになるが、「教育活動その他の学校運営の状況」が学校自己評価の対象であることから、学校の様々な予算の運営状況や、文書の管理、施設・設備の維持管理など、事務分野の評価項目を設定することが望ましい。

このような評価項目についても、単年度の重点目標に基づき、学校全体で取り組んだことに対して学校評価を行うという点で、主に担当（分掌）している教職員だけによる自己点検・自己評価よりも、教職員全員が取り組んでいる活動について学校自己評価を行うことができるよう評価項目を設定することが望ましい。

#### **POINT** 評価項目の設定

- ・学校評価においては、学校は、その実情に応じて適切な項目を設定して行う。
- ・単年度の重点目標に対して評価項目を設定し、評価項目を重点化する。

#### **TOPIC(1)** 学校自己評価の留意点

学校のめざすべき中期的な目標の達成に向けて、単年度の重点目標を設定し、段階的に取り組んでいく計画であっても、教職員の中には、中期的な目標のめざすべき姿を基準として評価を行ってしまい、必要以上に厳しい評価をつけてしまう傾向があることに留意する。

これまでの学校評価の取組の状況から窺える傾向として、学校自己評価においては、「開かれた学校づくり」など課題として重点的に取り組んでいるものには厳しい評価を、授業など学校の専門性の高い部分については寛大な評価をする傾向が見られる。

#### **TOPIC(2)** 学校自己評価の学校事務分野の評価項目例

「学校評価ハンドブック」では、学校運営に関する重要な項目である学校事務分野に関する評価項目が含まれていない。今後は、すべての教職員が参画する学校評価の観点からも、学校事務分野に関する評価項目を加えていくことが望ましい。評価項目の参考例を以下に示す。

適正、効果的な予算運営 【重点目標】公費と私費の負担区分の教職員の共通理解を図る。  
教育計画に沿った効率的な予算運営ができている。

適正な文書管理 【重点目標】公文書の供覧、保管が効率的にできている。

望ましい教育環境の整備 【重点目標】教材教具を充実し、有効に活用するとともに適切に管理できている。

### TOPIC(3) 学校自己評価の評価項目の考え方(1)

#### 「学校評価ハンドブック」の評価項目を改善する

「学校評価ハンドブック」においては、校種別の評価項目を「評価の観点」とともに「共通項目」(すべての学校が共通して評価を行う項目)、「選択項目」(各学校が自校の状況に応じて評価を行う項目)、「学校独自項目」(各学校の特色ある取組に対して評価を行う項目)に分類して示した。

この評価項目の設定の手順は「学校評価ハンドブック」のP.8～P.10に示したとおり、「当該年度の重点目標」に基づき、その達成度をはかる評価項目を設定するというものであり、基本的には本追補版でも同様の考え方によっている。

また、上記の評価項目に3種類を設けたのは、評価活動が網羅的にならないようにし、各学校の特色に応じた学校評価がなされることを意図したものである。

しかし、「学校評価ハンドブック」に示した「共通項目」だけの評価を実施している場合でも、一つの評価項目に複数の指標が設定されていたり、評価項目が達成できたと評価されているにもかかわらず、次年度も更新されずに同じ評価項目が継続されていたりして、結果としてチェックリスト的・網羅的な評価となってきたことがある。

こうした本県の学校評価の取組の現状から、今後、学校自己評価、学校関係者評価の取組を充実させるためには、以下の2通りの改善方法が考えられる。

- (1) 各学校で現在設定している評価シートの評価項目の中から、単年度の重点目標に合致した評価項目を選択し、学校自己評価及び学校関係者評価の評価項目として重点的に評価を行う。
- (2) 本追補版P.8に示したように、中期的な目標を達成するための単年度の重点目標を設定し、その達成の状況の評価する評価項目を設定する。

今後は「学校評価ハンドブック」で示した「共通項目」「選択項目」「学校独自項目」を参考に、学校評価の実施及びその結果の公表、並びに評価結果の報告を学校運営の改善の流れの中に効果的に組み込むことが重要である。

学校自己評価も学校関係者評価も、教職員、児童生徒、保護者、地域の方々など学校評価にかかわる人々が達成感(やりがい)を感じながら、取り組むことができるものとするのが大切である。

教育活動その他の学校運営について、学校がめざす目標の達成に向けた取組の状況の評価し継続的に改善に取り組むこと、さらに、学校評価の取組を通して、保護者や地域の人々から教育活動その他の学校運営に対する理解を得ることの2点に留意しながら、評価シートの形式や評価項目の構成などは、年度や回数を重ねて習熟し、次第によりよいものにしていくことが大切である。

評価シートや評価項目も、学校自己評価や学校関係者評価などの学校評価の取組の中で、単年度の重点目標とともに、更新・改善していくものである。

## TOPIC(4) 学校自己評価の評価項目の考え方(2)

### 「学校評価ハンドブック〔追補版〕」の評価項目の構造(例)

#### (1) 中期的な目標 - 単年度の重点目標 - 評価項目

中期的な目標 ... 3年から6年程度の中期的な学校運営の目標や方針

単年度の重点目標 ... 当該年度の重点目標、重点的な取組

評価項目 ... 単年度の重点目標を達成するための学校の具体的な取組

#### (例)

中期的な目標 - 自立した子どもの育成

単年度の重点目標 - 基本的な生活習慣を身に付けさせる

評価項目 - 家庭との協力のもと家庭学習を習慣づける

#### (2) 評価項目 - 指標

指標 ... 評価項目の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するための基準

#### (例1) 指標にアンケート調査の結果を用いる場合

アンケートの選択肢は「A あてはまる」「B ややあてはまる」「C あまりあてはまらない」「D あてはまらない」の4段階で作成

#### (ア) 教職員を対象にしたアンケート項目例

「児童の家庭学習の習慣がつくよう、計画的な家庭学習課題の設定ができた」

「1日の生活時間帯の設定など保護者による家庭での生活習慣の指導の協力を得ることができた」

これらの項目に対して、教職員の80%が「A あてはまる」または「B ほぼあてはまる」を回答した場合達成できたと判断する。この場合、この数字が達成目標となり、指標となる。

#### (イ) 保護者を対象にしたアンケート調査の項目例

「家庭学習を決まった時間または計画に沿った時間にしよう指導している。」

#### (ウ) 児童を対象にしたアンケート調査の項目例

「家庭学習を毎回忘れずにできた」

これらも、教職員対象のアンケート調査と同様、達成目標を設定することができる。

#### (例2) その他の指標

(エ) これまで実施してきている生活実態調査や諸統計等既存のデータ等(例: 家庭学習の時間) 及び取組の状況の記録(例: 学校通信等を通じて基本的な生活習慣の確立の大切さを周知した回数) を指標とする場合もある。

これまでの学校評価の取組の中には、教職員や保護者、児童生徒を対象にアンケート調査を実施し、その集計を評価結果としている場合が見られる。アンケートの集計を評価指標とする場合も、当該年度当初に目標値を設定することが、学校の取組に対しての教職員の意識の共有化につながる。

### 3. 学校関係者評価の実施のポイント

学校関係者評価委員は、学校自己評価の結果についての説明を踏まえ、教育活動の参観等をもとに、学校自己評価の結果について評価・検証し、委員会としての意見をまとめる。

#### (1) 「学校評価ハンドブック」の学校評価システムと学校関係者評価

##### 学校関係者評価の意義

学校評価の取組は、学校・家庭・地域社会が連携を進める上で大切である開かれた学校づくりを一層推進するためのツールである。

そのため、「学校評価ハンドブック」では、学校評価を通して学校の現状や取組を自ら評価し、その結果について地域の人々に公表するとともに、保護者や地域の人々から意見を聴取して、それらを次年度の学校運営に生かす学校評価システムを示した。

「学校評価ガイドライン〔改訂〕」（文部科学省）では、学校関係者評価の目的を保護者や地域住民などの学校関係者が、学校自己評価の結果を評価することを通じて、その客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域の人々が共通理解を持ち、その連携協力により、学校運営の改善に当たることを期待して行うものと述べている。

このため、保護者や地域の人々を対象に実施するアンケート等だけでは、学校による一方的な意見聴取となり、前述のような効果が期待できないため、こうした保護者や地域の人々を対象としたアンケートの実施をもって学校関係者評価の実施とみなすことは適当ではない。

##### 学校関係者評価の考え方

学校関係者評価は、「学校評価ハンドブック」で示した学校評価システムのうち、学校外の不特定多数の人々からの意見を聴取する Check2 (C2) を、普段の学校の様子や教育活動を十分観察している学校関係者評価委員が意見を述べる学校関係者評価委員会による評価に発展させたものと考えらるべきである。

ただし、学校関係者評価委員は、学校教育の専門家ではなく、常に学校の様子を逐一知る立場でもないので、評価委員が自らの基準で、日々の教育活動を観察し、記録したり、評価したりするという方法は現実的ではない。

加えて、学校の教育目標や取組について、保護者や地域の人々への説明が十分に行われていなかったり、大方の保護者がそのねらいや効果を理解できないような抽象的なことばで教育目標が設定されているような状況は、子どもを中心に考えた教育の観点から学校と保護者との連携・協力が進みにくい。

こうしたことから、学校関係者評価は、学校と保護者・地域を結ぶコミュニケーション・ツールとしての活用を図ることが重要である。学校は、学校の状況や教育活動が学

校関係者評価委員に理解されるよう十分に情報提供や学校の公開( オープンスクール等 )を行うことが必要である。

学校関係者評価においては、単年度の重点目標を実現するために行った学校の教育活動に対しての学校自己評価の適切さを判断することになるので、学校は学校自己評価の根拠となる資料を準備するとともに、資料の見方や分析などを学校関係者評価委員に十分に説明する必要がある。

学校関係者評価委員会では、こうした判断をしていくため、現在各学校で行われている学校自己評価のすべての評価項目について学校関係者評価を実施することは、資料準備の作業量において学校の負担になる上、学校関係者評価委員にも時間的に大きな負担をかけることになる。現在各学校で行われている学校自己評価の一つ一つの評価項目を単年度の重点目標に基づいて焦点化したり、まとめたりして、継続的に学校運営の改善に資する学校関係者評価が実施できる工夫が必要である。

#### **POINT** 学校関係者評価の目的

学校関係者評価は学校自己評価の客観性・透明性を高めるために実施

- ・学校自己評価の結果が適切か(評価方法の適切さと評価結果の適切さ)
- ・学校自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切か

## (2) 学校関係者評価委員会

### 学校関係者評価委員会の設置

学校ごとに、設置者や校長が委嘱した保護者その他の学校関係者により構成される学校関係者評価委員会を置く。その際、学校関係者評価に協力していただける人材を確保し、学校と設置者との連携・工夫により、一つの学校関係者評価委員会で複数の学校の学校関係者評価を行うことも考えられる。また、一人の委員が複数の学校の学校関係者評価委員を兼ねる場合も考えられる。ただし、こうした方法により学校関係者評価を実施する場合、委員は、普段の学校の様子を参観することや複数回にわたる学校関係者評価委員会に出席することになるなどかなり負担が大きくなる。

### 委員の構成

平成18・19年度に三木市において実施した「学校評価システム構築事業」では、各学校とも6名の委員からなる学校関係者評価委員会を設置した。本事業では、学校関係者評価と学校自己評価との関連づけや学校関係者評価の進め方など学校関係者評価の全体の在り方についての実践研究ということもあり、大学教員1名、保護者2名、地域住民2名、他段階の校種の教職員1名の構成とした。委員の協力により、効率的に実施できたが、それでも学校自己評価の段階で評価項目が重点化しきれていない場合、意見のとりまとめ等に相当な時間を要した。最終的に学校関係者評価委員会において意見集約をする必要があることや、委員会を年数回開催する必要があることから欠席者が出ることを想定すると、学校関係者評価委員会は5人から8人程度で構成するのが適当と考えられる。

ただし、幼稚園や小規模校など、学校関係者の数が少ない場合など、学校の実情によっては、学校関係者評価委員会の規模をもう少し小さくすることも考えられる。

学校関係者評価委員としては、学校教育法施行規則に明記されている保護者は、普段の学校の教育活動について参観する機会も多く、当然構成員として含まなければならない。その他、学校評議員、当該学校の卒業生、自治会関係者、「いきいき学校応援団」など学校支援ボランティア、トライやる・ウィーク校区推進協議会の構成員、地元商店街関係者や地元企業関係者、公共交通機関関係者、子どもの健全育成・安全確保の観点から青少年健全育成関係団体や「まちづくり防犯グループ」など自主防犯組織関係者、警察の関係者、教育活動で協力を得ている社会教育施設関係者などが学校の関係者として考えられる。

高等学校には、全日制・定時制・多部制・通信制、普通科・専門学科・総合学科など様々な課程や学科等学校によって特色があり、また、通学区域の広さも学校により大きく異なることから、小学校や中学校のような通学区域にこだわらず、学校の地元自治会や生徒の進路先の関係者、特別非常勤講師として授業を受け持っていていただく方など各高等学校の特色を生かした学校関係者評価委員の人選の工夫が考えられる。

特別支援学校においては、高等学校と同様に学校の地元自治会や生徒の進路先の関係者に加え、医療、福祉等の関係機関の方など、学校の環境や児童生徒の状況から人選の工夫が考えられる。

学校関係者評価の結果は最終的に学校関係者評価委員会でとりまとめる必要があるため、退職された校長や教職員を含め、学校の教育活動や教育課程、指導法などに関する専門性を有する当該学校の教職員以外の教育関係者が含まれていることで、学校関係者評価委員会としての主体性を持つことができるというメリットがある。

三木市において実施した「学校評価システム構築事業」では、前述したように大学教員に学校関係者評価委員を依頼し、実際に学校関係者評価を進めながら、学校関係者評価の在り方について実践研究を行った。しかし、今後、各学校で行われる学校関係者評価においては、学校教育や学校教育行政の専門家による評価をめざしているものではないので、大学教員が含まれている必要はない。仮に、大学教員や研究者等に依頼する場合も、授業を行っていただいている方や研修等で指導していただいている方など、平素から当該学校に関係のある大学教員・研究者等が望ましい。

#### 委員の任期

学校関係者評価委員の任期は、単年度の重点目標についての評価に関わることから、原則1年とし、必要に応じて継続を依頼する。また、改選にあたっては、全員を一度に改選するより、複数の方に残留していただくなどして、当該学校の学校関係者評価の流れを定着させる工夫も大切である。

### 委員就任依頼の際の留意事項

学校関係者評価を実施する上で必要な事務、例えば評価委員会開催の案内、評価委員会で使用する資料作成などは、学校または設置者が行うことが適当である。また、評価委員への就任を依頼する際には、児童生徒に関する個人情報の保護や守秘義務などとともに、おおよその会議の日程とともにオープンスクールや学校行事、参観日など来校を依頼する日程等の年間計画、評価のとりまとめなど、学校評価に関する年間の予定を説明し、各評価委員の理解を得ておくことが必要である。

### 学校関係者評価委員への情報提供

学校評価は、学校の1年間の教育活動の最後に行うことが多いことから、学校関係者評価も年度末の評価活動だけを対象に考えがちであるが、学校自己評価の結果の適切さを学校関係者評価委員が判断するためには、1年間を通して普段の学校の教育活動や児童生徒のようすを知っておくことが必要である。

また、学校関係者評価委員が、そうした普段の学校の教育活動を参観し、学校の取組が中期的な目標や単年度の重点目標に沿っているか、計画的な指導がなされているかなどの観点をもって評価するためには、学校の単年度の重点目標や具体的な取組の計画などを評価委員があらかじめ知っておくことが大切である。

こうしたことから、学校は、学校関係者評価委員に単年度の重点目標や取組の計画を年度当初に説明し、学校の教育活動について理解を得る努力をすることが求められる。その上で、評価項目を説明し、学校関係者評価委員には授業や行事を参観する際の観点を持ってもらえるような工夫が求められる。

同時に、学校は、学校だより等を発行した時には学校関係者評価委員に必ず送付するほか、学校が設定した目標・取組に関係する授業や行事などを実施する際には、学校関係者評価委員に案内するなど、平素から学校の取組を知ってもらうよう努める。

さらに、児童生徒や保護者をはじめ、オープンスクールや学校行事の機会に学校を訪れた地域の人々を対象に学校が実施したアンケートの集計結果や、学校関係者評価委員に事前に行った学校自己評価についての意見聴取の結果についても、学校関係者評価委員会の席上ではじめて配布するのではなく、結果がまとまり次第その都度、協力してもらった方々や学校関係者評価委員の手元に届けるよう心がける。

学校関係者評価委員が来校した際には、委員と教職員との間で十分意見交換を行い、学校の状況について共通理解を深めるよう心がける。特に、教職員が日常的に使う表現であっても、学校の外部の人々にはまったく具体的なものが思い浮かばなかったり、一般的な意義とは違った意味あい使われていて誤解が生じたりすることがあることに留意する。

### 学校関係者評価に向けたスケジュール

学校関係者評価の実施に向けて、学校は、学校自己評価を12月から1月末頃に終え、

関係教職員や、場合によっては教職員全員で検討し共通理解のできた評価結果とそれを踏まえた次年度の改善方策を、それまでに実施した種々のアンケートの集計結果や学校自己評価の主資料となる教職員を対象にしたアンケート、その他の統計データなどとともに会議の資料として準備し、学校関係者評価委員を招集して、学校関係者評価を行う。

招集の案内の際、前述の会議資料を学校関係者評価委員に送付することが望ましい。招集の案内は学校関係者評価委員の日程調整の都合で、1ヶ月以上前に連絡することが一般的であるが、実際には準備の都合上会議の資料が当日配布となることも考えられる。そのため、行事などの機会を捉えて実施したアンケートなど、学校自己評価や学校関係者評価の参考となる基礎資料は、その都度、学校関係者評価委員に届けておくことが望まれる。

以上の学校自己評価の結果をもとにした学校関係者評価の準備の時間や、学校関係者評価の結果を次年度の重点目標や評価項目の検討に生かす時間を考慮すると、学校運営の流れの中にPDCAの学校評価サイクルが定着してきたら、学校関係者評価委員会は、2月の下旬から3月上旬に当該年度の最後の会が開催できるようにすることが望ましい。

## (2) 学校関係者評価委員会の進行手順

従来の「学校評価ハンドブック」で Check2 (C2) と位置づけていた「自己評価の結果の公表と意見聴取」の活動を次の2点を明確にして、学校評価システムの中に位置づけたものが学校関係者評価である。

- (1) 学校関係者評価委員会として一堂に会して実施する。
- (2) 学校関係者評価委員会が、その結果を簡潔かつ明瞭に取りまとめる。

学校関係者評価委員会は、児童生徒や保護者などを対象としたアンケートなどの資料の学校自己評価への活用の仕方や、評価の根拠とした資料と学校自己評価の結果の整合性などについて、学校からの説明を聞くことから始める。

学校の状況について共通理解を深めるため、不明な点や疑問な点などがあれば、学校関係者評価委員と学校との間で質疑応答や意見交換を行う。そうした中から、学校自己評価の検証と次年度の改善方策についての各委員の意見を学校関係者評価委員会としての意見として集約していく。

委員長が司会をするか、別に司会を設けるかはそれぞれの学校関係者評価委員会で定める。また、学校関係者評価委員会の記録は、学校の教職員が行うことで、学校関係者評価委員は議論や質疑に集中することができる。

特に、学校関係者評価委員会においては、当該年度当初の単年度の重点目標とその実現に向けた取組の達成度や取組状況から、学校自己評価の結果を検証することが必要である。また、学校自己評価の結果を踏まえ次年度の改善方策として学校が作成した案について検討する。

時間的な制約もあるが、可能な限り学校関係者評価委員会の場で、委員会としての評価をまとめることが望ましい。そのため、学校自己評価結果をはじめ、学校自己評価を行う際に活用した資料等は事前に学校関係者評価委員に届け、学校自己評価に関するコメントなどをあらかじめ提出してもらい、整理しておくことで学校関係者評価委員会での議論を円滑に進めることができる。

当該年度の最終の学校関係者評価委員会で作された学校関係者評価委員の意見を、記録に基づき委員長が学校関係者評価委員会としての評価としてとりまとめるという進め方もあるが、この場合委員長の精神的な負担が大きくなる。委員会で作された意見を取りまとめたものを学校関係者評価委員会後、各委員に送付し、了承を得るなどの手続きにより学校関係者評価委員会としての評価とするほうがよい。

#### 4．設置者への報告

学校自己評価の結果と学校関係者評価の結果を簡潔にまとめ、学校が学校の設置者に報告する。

その際、学校は、個人情報保護等に留意して、報告書に記載する情報、内容と、非公表とすることがふさわしい情報、内容を区分する。

この度の学校教育法施行規則の一部改正により、学校自己評価及び学校関係者評価の結果並びにそれらを踏まえた今後の改善方策を取りまとめた報告書を設置者である教育委員会に提出することが義務付けられた。

学校の設置者である教育委員会においては、各学校からの報告書について、様式や形式を示すなどして、学校の負担を軽減するよう努めることが求められる。また、報告書の提出時期を示すことで、各学校は学校自己評価及び学校関係者評価の年間スケジュールを立てやすくなる。

学校自己評価及び学校関係者評価の結果の報告は、別々の報告書とするよりも、学校が双方の結果を報告書として取りまとめたものを学校の設置者に提出する方法により行うことが適当である。その際、学校関係者評価の結果を受けた改善方策については、報告書に同時に記載することも考えられるが、報告書の提出時期が次年度当初になる場合は、学校関係者評価の結果を反映した次年度の重点目標や計画を添えることにより、報告書への改善方策の記載に代えることもできる。

報告書を提出する際、学校自己評価を行う時に資料とした、児童生徒、保護者、オープンスクールや学校行事などで来校した方を対象にしたアンケートや、トライやる・ウィークの指導ボランティアを対象としたアンケート等、その他の調査の結果など評価の根拠となる具体的な根拠情報や資料も併せて提出することも考えられるが、これらは、学校の設置者の指示に従うものとする。

## 5 . 評価結果の公表

基本的には、学校自己評価の結果についても、学校関係者評価の結果についても、設置者の教育委員会に報告した報告書を公表する。

学校評価の結果とは、単にアンケートの集計ではない。アンケートは単年度の重点目標の達成度を見る資料の一つとして活用する。

評価結果の公表にあたっては、学校教育の専門家ばかりではないので、学校自己評価の結果と学校関係者評価の結果が混乱しないよう工夫する必要がある。導入期は、学校関係者評価が「学校自己評価の結果の適切さや、学校自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かを評価するもの」であることを明記するのがよい。

学校は、学校関係者評価委員会に示した学校自己評価の結果及び学校関係者評価の結果について、それらを踏まえた改善方策と併せて学校だよりへの掲載などの方法により広く保護者に公表する。

さらに、PTA総会等を活用して保護者等を対象とした説明を行ったり、地域広報誌への掲載や学校だよりの通学区域内の全戸回覧や全戸配布などの方法により、広く一般に公表するよう工夫する。

評価結果の公表は、保護者のみならず広く地域住民等に伝えることができる方法により行うことが求められており、最終的には学校のホームページに掲載する、地域住民等が閲覧可能な場所に掲示するなどの方法が国の通知で示されている。

単に評価の結果のみを公表したり、アンケートや調査の集計をそのまま公表して、説明不足のまま数値だけが一人歩きしないよう、学校自己評価、学校関係者評価とも、PDCAサイクルの中で単年度の重点目標やその目標達成のための取組や評価の根拠などが分かる具体的な記述を添えるよう工夫する。

## 6 . 学校関係者評価委員の研修

学校評価の取組は継続して実施するものであるので、学校や教育委員会は学校関係者評価の取組の蓄積を生かす工夫をすることが大切である。

学校関係者評価委員の人選、就任依頼、委嘱は校長が行う。そのため、学校関係者評価委員に学校関係者評価の目的や具体的な活動を説明するのは校長の役割となる。県教育委員会作成のリーフレット「学校関係者評価をすすめるために」等を活用して学校関係者評価の趣旨や目的、年間のスケジュール、委員の役割を説明する必要がある。

学校関係者評価委員に就任された方は、当初は学校関係者評価とは何をする事なのか、学校関係者評価委員は何をすればいいのか、意見といっても何について言えばいいのかといった不安や疑問を持たれている。そうした不安や疑問を払拭するには、学校関係者評価委員会の回を重ねていき、実際に経験していただきながら、学校、学校関係者評価委員双方が理解を深めていくことが大切である。

この資料は、平成18年度、19年度に、三木市において実施した文部科学省委託の「学校評価システム構築事業」の成果を踏まえ、兵庫県教育委員会が兵庫県の公立学校において、学校評価の取組を推進するための資料として作成したものです。

### 学校評価ハンドブック〔追補版〕

発行日 平成20年3月

発行 兵庫県教育委員会事務局 教育企画課

【教育企画課学校評価関係URL】

<http://www.hyogo-c.ed.jp/kikaku-bo/gakkouhyouka/>